

輪島市監査公表第21号

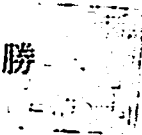
平成24年11月2日付発監査第141号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成25年10月21日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発都第 140 号

平成25年 9月27日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

都市整備課

監査執行年月日

平成24年10月26日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 公営住宅使用料の滞納について 主に昨今の経済的情勢により、滞納額が増加しているとのことであるが、滞納額削減に向けての具体的な対策を示していただきたい。</p>	<p>滞納者に対して督促状の送付はもちろん、電話や直接訪問を実施し徴収に努めます。 また、滞納額が大きい者や支払いに応じない者には、連帯保証人に納入を働きかける等の措置をとり、一括納入が困難な者には分納誓約書を作成し、負担を軽減することで納入しやすくするなど対策を実施し、滞納額の削減を図ります。</p>	<p>措置済</p>